

## 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知について

建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額（以下、「工期等」という。）に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約を締結するまでに、状況の把握のために必要な情報と併せて通知しなければならないこととされています。これを踏まえ、葛飾区の工事における工期等に影響を及ぼす事象に関する情報（以後、「おそれ情報」という。）の通知について、以下のように取り扱います。

### 1 対象案件

全ての建設工事

### 2 通知の方法

おそれ情報を通知する場合、落札決定から契約を締結するまでに、通知書（別紙様式）を契約担当者に提出する。

### 3 通知にあたっての留意事項

- (1) 通知に記載するおそれ情報は、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責に帰することのできない事項であること。
- (2) 通知に記載するおそれ情報は、メディア記事や資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料などの裏付けのある情報であること。
- (3) 通知は、工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められる場合に提出するものであり、当該事象の発生するおそれがない場合は提出を求めないものではないこと。
- (4) 通知した事象が契約締結後に顕在化した場合、契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、契約変更の協議については契約書の規定等により行われること。
- (5) 通知の提出がない場合であっても、契約の変更について受注者から発注者に対して協議を申し出ることができること。

### 4 その他

本件については、令和7年4月1日以降に公表する入札案件において、電子入札の注意事項に記載する。

なお、それ以前の案件においても、おそれ情報の通知を妨げるものではない。